

堺市ごみ減量
マスコットキャラクター
「ムチャク」

事業系ごみの 適正区分・適正処理について

平成25年度における市清掃工場へのごみ搬入量は約29.3万トンです。そのうち約12.3万トンが事業系ごみで、搬入量の半分近くを占めています。

搬入量は、近年、おおむね横ばいといった状況にあり、また、清掃工場（東工場第一工場）の老朽化や最終処分場の残余年数のひっ迫など、ごみ処理を取り巻く環境は厳しい状況にあります。こうしたことから、市では、事業者訪問や清掃工場における搬入物検査の強化により、事業系ごみのさらなる減量と適正処理の推進を図っています。

事業者の皆さまにおかれましては、事業系ごみの適正区分（一般廃棄物と産業廃棄物の区分）を徹底していただくとともに、ごみの排出事業者としての責任を念頭に置き、ごみの減量化・資源化に努めるなど、環境にやさしい事業活動を推進していただきますようご協力をお願いいたします。

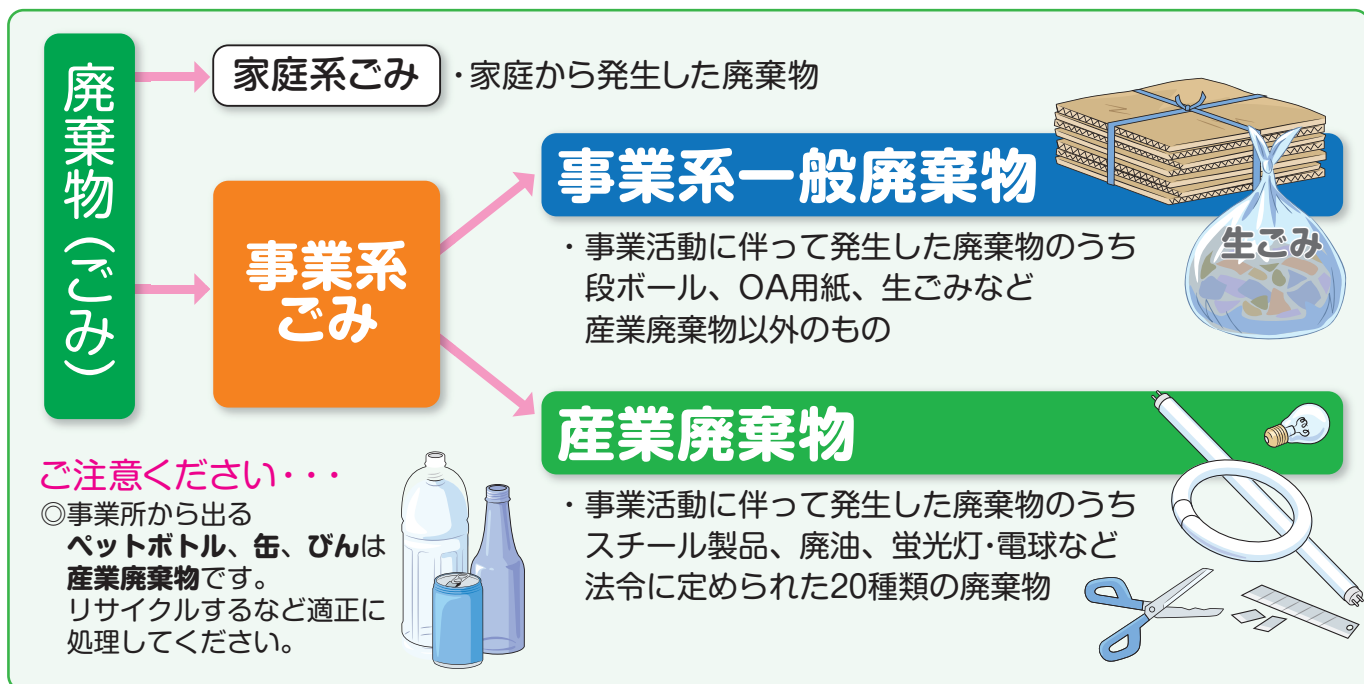
●排出事業者の責務について

廃棄物処理法では、『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。』と明記されています。さらに、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用などを行うことによりその減量に努めるなどの事業者の責務が定められています。

堺市廃棄物の減量化および適正処理に関する条例においても、法律と同様に、事業者による廃棄物の適正処理や減量の積極的な努力などの事業者の責務が定められています。

●市の施設で処理ができる事業系ごみは**一般廃棄物**のみです。

市の清掃工場は一般廃棄物処理施設として設置され、市の条例でも産業廃棄物は処理しないこととしていることから、事業所から出たごみのうち、**清掃工場に搬入できるものは事業系一般廃棄物に限られ、産業廃棄物に該当するものは搬入できません。**



資源化が可能なものは積極的に「リサイクル」しましょう。

排出事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に積極的に努めなくてはなりません。特に紙くず・繊維くずなど分別すれば資源化できるものは、分別して「リサイクル」をお願いします。

事業系一般廃棄物

紙くず 新聞、雑誌、段ボール、OA用紙、その他の紙（シュレッダー処理した紙、はがき、封筒、お菓子の箱等）など



木くず 落ち葉、剪定枝、木製品（机、椅子、棚等）など



繊維くず 天然繊維製品（木綿布、絹、羊毛等）など

動植物性残さ（生ごみ） 食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ など

注：特定業種に限り産業廃棄物に該当するものを除く

産業廃棄物

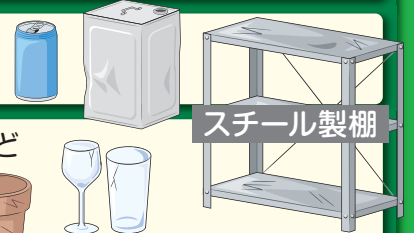
（市の清掃工場へ搬入できないもの）

業種に関係なく産業廃棄物に該当するもの

廃プラスチック類 ペットボトル、プラスチック製容器、発泡スチロール、PPバンド、ラップ類やトレー、ビニール袋、PP製ファイル、収納ケース、合成ゴム製の手袋、化学繊維製の布 など



金属くず スチール製品（机、椅子、ロッカー等）、空き缶、ハサミや刃物類、アルミホイール、一斗缶 など



ガラス 空きびん、コップ等のガラス類、蛍光灯や電球 など

陶磁器くず 茶碗等の陶器類、植木鉢 など

コンクリート コンクリートくず など



- ・燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・ゴムくず・鋳さい・がれき類・ばいじん
- ・産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

特定業種に限り産業廃棄物に該当するもの

紙くず ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うものに限る）・パルプ、紙または紙加工品の製造業
・新聞業・製本業・印刷業・パルプ製造業 など

木くず ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うものに限る）・木材または木製品製造業
・パルプ製品製造業・輸入木材の卸売業・物品賃貸業 など

注：パレットを含む貨物の積み付けのために使用した梱包用の木材は業種に関係なく産業廃棄物として処理する必要があります。

繊維くず ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うものに限る）
・繊維工業（製糸、紡績、織物業など、ただし衣類などの繊維製品製造業を除く）など

動植物性残さ ・食品製造業など

動物系固形不要物 ・と畜業など

動物のふん尿・動物の死体 ・畜産農業に係るものに限る

赤字の項目は、事業系一般廃棄物とよく間違われるものです。

堺市ごみ減量
マスコットキャラクター
「ムーヤん」

